

瀬戸市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第11号

瀬戸市火災予防規則の一部を改正する規則

瀬戸市火災予防規則（平成4年瀬戸市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第10条 条例第44条の規定による火を使用する設備等の設置の届出は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める届出書により行わなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 条例第44条第9号から第13号までの設備 変電設備等設置届（第9号様式）</p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) 条例第44条第14号の設備 水素ガス<u>充</u>填気球設置届（第11号様式）</p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第10条 条例第44条の規定による火を使用する設備等の設置の届出は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める届出書により行わなければならない。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 条例第44条第9号から第12号までの設備 変電設備等設置届（第9号様式）</p> <p>(3) <省略></p> <p>(4) 条例第44条第14号の設備 水素ガス<u>充</u>てん気球設置届（第11号様式）</p>

第 9 号様式を次のとおり改める。

第 9 号様式（第 10 条関係）

変電設備等設置届						年 月 日	
(宛先)瀬戸市消防長						住所 届出者 氏名 電話	
印							
次のとおり変電設備等を設置するので届け出ます。							
防火 対象 物	所在地					電話	
	名称			用途			
設置 場所	構 造	場 所		床 面 積			
			屋内(階)・屋外		平方メートル		
	消防用設備等 又は特殊消防 用設備等			不燃区画	有・無	換気設備	有・無
届出 設備	電 圧	ボルト	全出力又は定 格容量		キロワット アンペアアワー・セル		
	着工(予定) 年 月 日			しゅん工(予 定)年月日			
	設備の概要	種 別	キュービクル式(屋内・屋外)・その他				
主任技術者氏名							
工 事 施 工 者	住 所 氏 名					電 話	
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄				

- 備考 1 法人にあつては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 電圧欄には、変電設備にあつては一次電圧と二次電圧の双方を記入すること。
- 3 全出力又は定格容量の欄には、急速充電設備、燃料電池発電設備、発電設備又は変電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては定格容量を記入すること。
- 4 届出設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。
- 6 当該設備の設計図書を添付すること。

第 1 1 号様式を次のとおり改める。

第 1 1 号様式（第 1 0 条関係）

水素ガス充填気球設置届										
年 月 日										
(宛先)瀬戸市消防長										
住所 届出者 氏名 ㊟ 電話										
次のとおり水素ガス充填気球を設置するので届け出ます。										
設置請負者		住所 氏名			電話					
看視人氏名		ほか 人								
設置期間		掲揚			年 月 日から		年 月 日まで			
		けい留			年 月 日から		年 月 日まで			
設置目的										
設置場所		所在地			用途		立入禁止の方法			
		地上又は屋上の別								
充填又は作業の方法			日時		年 月 日 時		場所			
			方法		ガス置場					
構造	気球型		直径		メートル		材質			
			体積		立方メートル		厚さ ミリメートル			
	掲網		材質		太さ		センチメートル			
電飾	電球の定格電圧		ボルト		灯数		個		配線方式	直列・並列
	電線の種類		断面積		平方センチメートル					
総重量										
支持方法		掲揚			その他必要事項					
		けい留								
※ 受付欄					※ 経過欄					

- 備考 1 法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 2 ※印の欄は、記入しないこと。
 3 設置場所付近の見取図、気球の見取図及び電飾の配線図（電飾を付設するものに限る。）を添付すること。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。